

【改正省令セミナー「業界新秩序の構築へ」プレゼンテーション資料】

改正省令対応への考え方と今後のあり方

2025年7月25日

エネルギー事業コンサルタント・中小企業診断士

角田 憲司

本日のプレゼンテーションの要旨

1. 改正省令は施行段階に突入し、**ひとえにLPガス事業者の対応状況が問われる。**
2. 6/23の流通WGで示された「三部料金制の徹底に係る規律の施行状況」によると、「三部料金化の未対応事業者」がや「設備料金を『0円』『該当なし』としている事業者」が**相当数いる**ことがわかった。
またWGの中で設備料金を有額表示している事業者も、**消費者への説明が必要**とされた。



この問題に対し、各事業者はどう対応すればよいか？

3. 同WGでは、**事業者が判断に悩む問題**が提起されたが、**WGの中では実務的な検討はされなかった。**
 - (1) 設備貸与の残存がありながら設備料金0円としている場合において、切り替える事業者に買い取りが求められる件の対応をどう考えるか？
 - (2) 「オーナー等との既存契約の契約満了問題」とは、どのようなことを指すのか？



このような「実務的な判断が難しい問題」は、今後、たくさん出てくるが、**残念ながら、規制当局や行政機関、流通WGではジャッジできない。**

4. 施行後初の同WGで、**実効性確保に関する規制当局の限界が露呈した。**

- (1) 今般の省令改正は規制体系がいびつで、明確な禁止条項を設けることが難しいこともあって、規制当局は**曖昧な回答と事業者側にボールを投げることに終始してきた。**
- (2) これが如実に表れたのが、「設備料金の外出し表示」に関する、「**どう対応するかはあくまでも事業者側の説明責任の問題である**」という、規制当局のスタンスだった。
- (3) 今後も、「**判断に苦しむ問題**」は「**事業者の説明責任の問題**」とされる可能性が高い。

5. **流通WGそのものも、これから出てくる「実務的に悩ましい問題」を、論理的に検討・ジャッジする能力に乏しいことが判明した。**

- (1) 委員のほとんどは、LPガス事業の実務に明るくなく、かつ、法令に基づく制度設計や運用に関する知見も十分でない。
- (2) 実務にも制度設計にも知見がある大手事業者委員は自分たちの不利になることは言わない。



LPガス事業者(とりわけ中小)にあっては、
今後、行政の取り締まり力強化を望む一方で、
「**行政に指導を仰いでも無理**」、「**どんなことでも事業者の判断や説明を求められる**」
ということを覚悟して、自らの「**制度対応リテラシー**」を高める必要がある。

「三部料金制の徹底」の優先順位の確認

今回の制度改革において最も大事なこと

「商慣行を廃止させる」



「LPガス事業者(産業)が背負うコストに、
本来家賃に含まれるものを入れ込ませない」

「異物混入の禁止」

家賃徴収の
健全化



ガス料金徴収の
健全化



優先順位



何をしたいか	制度改革のポイント
①「異物混入の禁止」	・過大な営業行為の制限 ・新規・賃貸集合での設備料金計上禁止
②「入り込んだ異物の吐き出し」	・既存・賃貸集合での設備料金計上禁止を断念 ↓ いずれ努力義務化して「吐き出させる」
③「入り込んだ異物の 消費者への見える化」	・三部料金制の徹底 ・入居希望者へのLPガス料金情報提供

大事ななのは

- フローベース(新規)の異物混入をできるだけ防ぐこと
- 施策間でカニバリゼーションが起きても、「異物混入の禁止」を優先すること

WGでの「三部料金制の徹底に係る規律の施行状況」でわかったこと

ポイント1

二部料金の三部料金化

「設備料金の外出し表示の状況調査」から推定すると、
「三部料金化の未対応事業者」が、相当数いる

ポイント2

設備料金の外出し表示

「設備料金の外出し表示の状況調査」から推定すると、
「設備料金を『0円』『該当なし』としている事業者」が、相当数いる

「二部料金の三部料金化」の施行状況

- 各規制当局により、**相対的に事業規模が大きい事業者を中心に**、設備料金の外出し表示の状況について確認(**全国で約370事業者**)。

※ 調査対象の選定方法としては、上記の他、改正法令施行後に通報フォームに情報提供のあった事業者等が挙げられる。

※ 業界団体と連携し、アンケート調査を行っている自治体もある。

- 調査対象となった約370事業者のうち**約2割の事業者**(注1)において、**システム改修が間に合わなかった等の理由により、対応できていない状況**が確認された(注2)。

(注1) **地方経産局所管事業者についてみると、対応できていなかった事業者は0.5割程度。**

(注2) 対応できていなかった事業者に関しては、各規制当局により改善指導中。



「**比較的規模の大きい事業者を含めての2割がシステム未対応**」ということは、**全事業者ベースでは、かなりの数(2割どころではない)の事業者が未対応と推測できる**

LPガス販売事業者数(2024/12末)	15,181
本省管轄	49
産業保安監督部管轄(地方局管轄)	180
都道府県管轄	14,952

本省+局管轄(229)が
すべて調査対象

↓
本省+局管轄では
12者(0.5%)が未対応

↓
都道府県管轄では
62者(44%)が未対応

||
全国ベースでは
6,579者が未対応

本省+局管轄と都道府県管轄が
半々、調査対象

↓
本省+局管轄では
10者(0.5%)が未対応

↓
都道府県管轄では
65者(35%)が未対応

||
全国ベースでは
5,233者が未対応

<未対応の状況・理由>

- ・設備料金が請求書の備考欄に記載されており、3項目並べて記載できていなかった。
- ・料金表の横に「設備利用料はありません」と印字されているのみだった。
- ・未対応の理由としては、システム改修が間に合わないという声が多かった。
- ・小規模な事業者においては、対応コストが高いとの声もあった。



恐らく、一言で未対応事業者といっても、その理由は多様ではないか？

- 準備はしてきたが、間に合わなかった
- 設備貸与していないので、システム改修の必要がない
- 施行後の各社の状況を見て、対応を考える
- システム改修をしなくても、ハンド処理で対応できる
- 施行後に行政から指摘を受けたら、対応を考える
- システム対応コストが高くて、対応できない



このような状況は、「LPガス事業者が悪い」で片づけられるべきなのか？

■ むろん、一義的には「事業者が法令遵守すべき問題」である。

☞ とりわけ、「自主取組宣言」事業者には矛盾が生じる。

■ だが、三部料金制への移行を「公布後3年から公布後1年へ前倒しを決めた時点（2023/11）で、前倒しによる事業者への影響について何ら配慮されなかったことや、施行日までの間に規制当局や業界団体が進捗状況の確認や対応（法令遵守）を促すアプローチをとらなかったことも遠因ではないか。

以前から指摘してきたことが現実になった

現場の実情に照らし合わせて考えると・・・

システム改修はすべての事業者で施行までに間に合うか、システム改修費用負担はとりわけ小規模事業者にとってどのくらい重荷になるか、が考慮されていない。

☞ 当初「移行期間3年」とされていた「三部料金の徹底」が、「賃貸集合での設備料金の計上禁止」を**既存契約には遡及適用しないこととのバター**で、「移行期間1年」に短縮された。

⇒ ただし、その際、

- ① 公布後1年ですべての事業者がシステム改修を終えられるという「**裏付け**」はとられていない。
- ② システム改修に要する費用がどのくらいかの「**裏付け**」もとられていない。

⇒ したがって、

- ① システム改修が施行までに間に合わず、法令違反を問われる事業者が出る可能性がある。
- ② 小規模事業者にとっては重い負担になり、それを理由とした値上げが行われる可能性もある。

☞ いずれにしても規制当局には、「設備料金の外出し表示」と「三部料金へのシステム改修」という、LPガス事業者にとっての大きな実務課題に関連して、早めに全事業者に対して「**三部料金への移行に関する事業者の意向調査**」を行い、**施行日までの確実な移行に関する課題**等を把握することが求められる。



**消費者の納得が得られる外出し表示が可能か
施行日までにシステム対応は間に合うか** 等

<規制当局による改善指導>

以下の方向で対応中。

- ・ **改正法令公布後の取組状況を聴取し、対応できていない理由が合理的なものか確認の上、**
- ・ **理由如何によっては厳しく指導しつつ、**
- ・ **今後の改善計画をスケジュールも含めて具体化させる等、法令遵守に向けた対応を促す**



**規制当局は、全事業者の取組状況を聴取するか？
聴取するなら、どのような方法か？**

■ **通常の立入検査とは別に、全事業者に対して「(任意)調査」もしくは「報告徴収」をかけるのか？」**

☞ いずれにしても相当の手間がかかるが、規制当局は迅速に行えるか？

■ **通常の立入検査で行うとしたら全事業者を把握するまで何年もかかり、対応済事業者と未対応事業者間に不公平が生じる。**

このような中、規制当局はどう動いて法令遵守に向かわせるか、が焦点となる

「設備料金の外出し表示」について

恐らく、こんな状況になっているのではないかな？

「設備料金の外出し表示」の4ケース

【ケース1】
設備貸与が
本当でないケース

基本料金	□□円
従量料金	××円
設備料金	0円 (該当なし)

【ケース2】
設備貸与ありで
設備料金を特定直課して
計上できるケース

基本料金	□□円
従量料金	××円
設備料金	●●円

当初から細かい管理を
してきた事業者は可能

【ケース3】
便宜的な金額を
計上するケース

基本料金	□□円
従量料金	××円
設備料金	◆◆円

便宜的な金額を算定する
事務能力と手間が必要

設備貸与ありだが、
設備料金を特定直課できないので、

【ケース4】
具体的な金額を
計上しないケース

基本料金	□□円
従量料金	××円
設備料金	0円 (計上不能)

設備貸与ありだが、設備料金をうまく切り出せないで、

① やむなく「計上なし」とする

② 入居者の料金に転嫁しないで
会社として費用を飲み込み、
「計上なし」とする

新旧入居差の料金格差が生じるので

③ 旧入居者に転嫁すべき
設備料金を転嫁しないで
会社として費用を飲み込み、
「計上なし」とする

この他にも、各社の固有の事情に基づき独自の解釈をして「設備料金計上なし」とする事業者がいる

「設備料金の外出し表示」の施行状況

- 設備料金を「0円」「該当なし」としている事業者は、三部料金制の徹底に係る規律への**対応済み事業者の約7割程度**。
- その理由としては、「元々設備貸与を行っていない」というものもあったが、他方、オーナー等に**無償貸与を行っている中で、設備料金を「0円」「該当なし」としている事業者も一定程度存在。**
⇒ 現在、各規制当局において、引き続き、その理由や考え方確認中。
改善指導を行った事例もある。



対応済み事業者は370者のうち8割なので、そのうちの約7割ということは**56%の事業者が設備料金を「0円」「該当なし」としていると考えられる。**

☞ 局管轄事業者は比較的外出し表示での対応をしていると推定すると、**都道府県管轄事業者では少なくとも6割以上の事業者が「0円」「該当なし」としている**と推測できる。

⇒ ただし、「元々設備貸与を行っていない」事業者(ケース1)もあるので、設備貸与がありながら「0円」「該当なし」として事業者(ケース4)の割合がどのくらいかはわからないが、仮に半々(※)だとしても、**少なくとも3割以上の事業者が該当し、全国ベースの事業者数では4,500者弱となる。**

※「石油ガス流通・販売業経営実態調査」によると、**賃貸集合住宅のオーナー等からの要求に応じて機器の負担をしたことがある事業者の割合は、令和3年度：61.7%、令和4年度：58.5%、令和5年度：56.2%なので、半々と想定してもおかしくはない。**

<「0円」「該当なし」とする理由>

- ・ もともと設備貸与を行っていない(会社の方針により過去から設備投資は行っておらず、固定資産台帳上もそのような設備の計上はなされていない等)
- ・ 自助努力により、これまでもエアコン等の費用をLPガス料金として計上していない。
- ・ 制度改正前は設備料を徴収又は基本料金へ上乗せしていたが、現在は設備料を全て放棄し0円としている(基本料金上乗せ分は設備費分だけ値下げを実施)。放棄した設備費分については、今後のコストダウン(従来発生していた設備投資費用の皆減や配送効率化等)により相殺する。
- ・ 設備費用においては、オーナー等に取り組みしてもらい、消費設備のメンテナンスを実施しないことで、0円としている。
- ・ 設備費用については、別途「オプション料金」として、消費者に請求しているため。
- ・ 顧客ごとに設備費を設定すると管理が難しくなり、業務負担が増えるため、設備料を0円としている。

<問題と考えられる事例、改善指導事例>

- ・ 固定資産台帳にオーナーへの貸与設備が記載されているにもかかわらず、「設備料金0円」としている事業者や、「設備料金0円」としているものの、配管や給湯器の費用を基本料金又は従量料金に含めているケースがあった。
- ・ 設備料金0円としているものの、配管や給湯器の料金を基本料金や従量料金に含めて請求している事業者がいた。
- ・ 貸与設備等がある顧客について設備料金は「0円」と説明する事業者がいた。当該設備については、減価償却の対象となっていたため、設備料金の計上方法について再度検討するよう指導。



事業者が「0円」「該当なし」とする理由は、パブリックコメントや説明会での事業者からの質問・相談により、**規制当局も事前にわかっていたはず**。

しかしながら、「このままでは規律違反の疑いがある」とした警告に終始し、**どう対応すればよいかという改善指導はしなかった**。

「設備料金の外出し表示問題」は、流通WGの議論の中で、ケース4事業者の問題からケース3事業者の問題に“飛び火”した。

- 第12回流通WGでは、ニチガスの吉田委員がプレゼンのなかで、「今後の課題」と称して、**ケース3における設備料金設定の妥当性について検証が必要**と問題提起した。

◎ 三部料金制「設備料金」表示について

- 三部料金制において、LPガス料金に設備料金を含めない場合の「客観的な根拠に基づく説明」義務が課されている一方で、「設備料金」を計上している場合、その算定根拠が不明瞭であるとの消費者の声も想定され、しっかりとした検証が必要。

- これを受け、消費者代表の郷野委員は、
「どのように設備料金を計上するのは事業者の判断事項とされているということだが、消費者に対しての説明責任を果たしていくためには算出方法の整理が必要ではないか。少なくとも事業者がきちんと説明できることが必要ではないか。どのような算出方法が適正となるのか、業界団体も含めて検討を進めていただき、消費者への説明責任を果たしていただきたい」と要望した。



事業者としては、**自社で決定した外出し表示の考え方や算定根拠を示す準備をしておく。**

- ☞ ただし、この問題に「絶対的な正解」はないので、**まずは自社の考え方や算定根拠を「示すこと」が大事。**
- ☞ それがあまりに非合理的であれば改善指導を受ける可能性はあるが、その時は自社判断に基づき改善に応じるなどの対応をする。

「設備料金の外出し表示問題」の構図

外出し表示の4ケース

【ケース1】
設備貸与が
本当でないケース

基本料金	□□円
従量料金	××円
設備料金	0円 (該当なし)

【ケース2】
設備貸与ありで
設備料金を特定直課して
計上できるケース

基本料金	□□円
従量料金	××円
設備料金	●●円

当初から細かい管理を
してきた事業者は可能

設備貸与ありだが、
設備料金を特定直課できないので、

【ケース3】
便宜的な金額を
計上するケース

基本料金	□□円
従量料金	××円
設備料金	◆◆円

便宜的な金額を算定する
事務能力と手間が必要

【ケース4】
具体的な金額を
計上しないケース

基本料金	□□円
従量料金	××円
設備料金	0円 (計上不能)

ケース4との対比で、とにかく
何らかの数字を計上すれば、
免責になると考えられていた

計上した金額がバラバラ
だったり、極端に安かった
ことから、消費者への合理
的な説明が必要になった

規制当局は前々から
規律違反になるとして
警告していたので、説
明責任を果たすことを
覚悟する必要があった

「設備料金の外出し表示の説明問題」
に発展した

＜ケース3の受難＞
ケース4のみならず、ケース3も
消費者への説明責任を果たす必要が生じた

ケース4事業者に問われている「合理的な説明」とは？

規制当局は、ずっと「このままでは規律違反」と警告してきた

「賃貸集合住宅のオーナー等は無償で設備貸与を行う場合、

- ① 消費者が負担するLPガス料金でその費用を回収すると考えられるため、
- ② 客観的な根拠でもって上乗せしていないと説明できない限り、
- ③ 設備貸与ありだが、設備料金の計上方法を「0円」「該当なし」としている場合は、**三部料金制の徹底に係る規律に反する**可能性がある。



LPガス事業者が客観的な根拠でもって上乗せしていないと説明することは難しい

仮に「**無償貸与のコストは利益を減らすことで吸収しているので料金に転嫁してはいない**」と主張しても、「LPガスは**自由料金**であるためいつでも料金原価に参入させられるので、そのコストを背負えば実質、消費者が負担するガス料金で回収されている」とみなされるため「**上乗せしていない**」との証明は難しい。



ならば、「“一般負担”の形で他の消費者にも広く薄く上乗せして負担してもらっている」という、**現実に行われている措置を説明するしかない。**

※ちなみに、自助努力、経営努力などの説明は正しくなく、かつ、行政の反発を招く。



ちなみに、「他の消費者に一般負担させていることが、**ただちに違法となることはない**」との見解が規制当局から示されている。

「三部料金制の徹底(設備費用の外出し表示・計上禁止)に関するQ & A」 (2025年3月25日発出)では、以下のように表現している。

三部料金制の徹底(設備費用の外出し表示・計上禁止)に関するQ & A

令和7(2025)年3月25日策定
資源エネルギー庁 資源・燃料部
燃料流通政策室

※ 設備貸与がない物件のLPガス料金に、設備費用が計上されているとしても、ただちに違法になるわけではない。ただし、料金として望ましい形になるよう計画を立てる等、指導していく。

4. 設備料金の計上方法、「0円」「該当なし」としている場合の扱い

どのように設備料金を計上するかの詳細についてはLP事業者の判断事項であるが、その内容について、消費者などに対して説明責任を負うことに十分留意する必要がある。

規制当局としては、LPガス事業者が賃貸集合住宅のオーナー等に対して無償で設備貸与を行っている場合においては、LPガス消費者からその費用を回収しているという前提で説明を求める。

いわゆる自助努力によりLPガス料金として回収していないという説明のみでは、消費者から費用を回収していないと言い切れないと考えられ、例えば固定資産台帳等の経理的書類等により、当該設備が減価償却されているか否か、経費として処理されているか否かを確認することを想定している。

ケース3事業者に問われている「合理的な説明」とは？

もともと、便宜的な金額を切り出しているので、「絶対的に正しい」という金額表示にはならない。



「100円」「200円」「300円」といった絶対的な金額や金額差は問題にはならない。
なぜなら、実際にはほとんどの案件で、特定負担(特定直課)と一般負担を併用しているから。

「一般負担化の容認」には副作用がある

新規案件で「貸与設備の一般負担化」を認めてしまえば、「設備貸与しても、その設備の利用料金を当該の設備利用者(入居者)に請求しなければ合法である」という解釈が成り立ち、法的に賃貸集合での「ガス消費設備の無償貸与」に歯止めがかけられなくなる。



なので、一般負担化のロジックで説明する事業者には、
自主的に、「設備の無償貸与との縁切り宣言」をしてもらう必要がある。

では規制当局や消費者団体は、どのように動くか？

規制当局ができること	<可能> 監督行政機関への事業者聴取の指示、報告依頼 <無理> 外出し表示の在り方の適法性に関する合理的な判断基準の呈示
監督行政機関ができること	<可能> 立入検査での確認、事業者からの考え方の聴取 <無理> 個々の事業者ケースに対する合理性のある改善指導
消費者(消費者団体)ができること	<可能> 行政に対する事業者聴取の徹底依頼、事業者に対する合理的な説明の依頼 <無理> 事業者から示された説明に対する合理性の評価



- **事業者の説明を聴取するのみで、それに対する公式なジャッジメントは示されない可能性が高い。**
- **問題と考えられる事例をピックアップできても、解決に至る知見が共有されていないため、具体的な改善指導は極めて不十分になると思われる**
 - ① **問題(不適切)であるという指摘のみ**
 - ② **検査官個人の知見に基づいた属人的な指導(適切とは限らない)**
 - ③ **再度検討するよう指示**

設備貸与の残存がありながら設備料金0円としている場合において、 切り替える事業者に買い取りが求められる件の対応をどう考えるか

- 設備貸与の残存がありながら、設備料金0円としている場合、残存放棄とみなしてよいのか。
切り替えた際に残存請求をされるか不明。貸与契約と三部料金制の整合性について見解がほしい。

- ・ WGの中で日置室長は「そういった情報を踏まえて、しっかりとそのLPガス事業者の考え方を聞いて、厳しく対処していきたい」と回答。
- ・ だが、この問題に関しては、改正省令案に関するパブリックコメントで寄せられている他、多くの説明会において同様の質問があり、規制当局はこれが事業者側の関心事だとわかっていた。だがその回答は的外れで、事業者の質問にまともに答えてはいなかったため、事業者の疑問は解消されずじまいになっていた。



設備貸与の残存があるかどうか

全く別の問題

消費者に設備料金をどう請求しているか

LPガス事業者とオーナー等との設備貸与契約に係る問題
施行規則16条十五の三、五の適用

入居者に対しての設備料金請求をいくらにするかという問題
施行規則16条十五の七～九の適用



「設備貸与の残存分」の処理が法令上問題となるのは、
切り替えた事業者が当該の残存設備をオーナー等に対して、再度、無償貸与する契約を結ぶ時点



新旧の事業者間で残存設備の有償転貸を行うこと自体は、法令違反の対象外



したがって、もしオーナー等がの自らの意思によりLPガス事業者を切り替えたいなら、既存事業者はオーナー等と結んでいる設備貸与契約の解約条項に基づき解約に応じ、その際、貸与設備の未償却分(残存分)に関して、(買取等の)取り決めがあるならば、オーナー等はそれに従うことになる。

「オーナー等との既存契約の契約満了問題」とは、どのようなことを指すのか

● **事の発端**は、流通WGでのこんなやりとりだった。

内山座長：既存契約が残っていることはある意味仕方がないと思うが、契約更新されるのにあと何年かかるのか。
更新時期のマジョリティの目安を教えてください。

中野委員(TOKAI)：東京本社管轄の2万6千の契約(期間は10年か15年)満了時期を調べたところ、契約期間の満了のピークを迎えるのは2016年、2017年。**ピークとしては2030年前後。**

吉田委員(ニチガス)：既存契約のボリュームゾーンは2010年代後半から2020年ぐらいなので、**トレンドとしてはTOKAIと同じになる。**

内山座長：まだまだ長い道のりになると思うが、なるべく**今の法律の主旨に沿って世の中が変わっていくことを望む。**

・このやりとりから、関係者は**何を連想したか？**

既存契約が終了するまでの長期間、

● **既存事業者からの切り替えは期待できない** ● **賃貸集合の入居者は設備料金を徴収され続ける**



省令改正で**設備の無償貸与が禁止**されたことや、**金銭的利益供与に厳しい目**が向けられることにより、
切り替えのハードルが**高くなっているのは事実。**

かといって、**既存契約の満了前に、**
契約に基づき残存設備をオーナー等が買取をするなど
法令遵守を前提とした切り替えができないわけではない。



既存契約が終了するまで、賃貸集合の入居者は
設備料金を徴収され続ける**わけではない。**

- ・ **施行日(4/2)以降の入居者**は設備料金を請求されない。
- ・ 賃貸集合では、**およそ4年**で入居者が入れ替わる。

問題となるのは、**ずっと住み続ける旧入居者であり、**
「どの時点で「旧入居者への設備料金請求禁止」を実現するか」、が今後の焦点となる。

これから、事業者が覚悟しなければならないこと

■ 規制の運用に関して、規制当局や行政機関、流通WGに**明確なジャッジ**を期待することは**もはや難しい**。

- ☞ そもそも今般の省令改正は規制体系がいびつで、**明確な禁止条項**を設けることが**難しい**。
- ☞ そのような中、LPガス事業者側は規制当局に対して法令解釈に関する**明確な基準**を求めてきたが、規制当局は**曖昧な回答と事業者側にボールを投げることに終始してきた**。
- ☞ これが如実に表れたのが、「**設備料金の外出し表示**」に関する、「**どう対応するかはあくまでも事業者側の説明責任の問題である**」という、**規制当局のスタンス**だった。

⇒ WGでの日置室長のまとめの発言

「規制当局としては、今回、三部料金制に関して、LPガス事業者がどのような説明をしているのかという実態を把握し、このままでいいのかという問題意識も持つに至っている。

すぐ処分とかではなく、どのような説明をすれば消費者にしっかり理解してもらえるのか、といった研究をする材料を手に入れた。」



規制当局として「**腹づもり(正解)**」を持っているものの敢えて事前に示さないということかもしれないと思っていたが、**実際には全く「腹づもり(正解)」を持ち合わせていなかった**。

- ☞ 今後も、「**判断に苦しむ問題**」は「**事業者の説明責任の問題**」とされる可能性が高い。
- ☞ 流通WGそのものも、制度運用に関して論理的に検討・判断する能力に乏しいので、これから出てくる「**実務的に悩ましい問題**」に対して**適切なジャッジを期待することは難しい**。
⇒ 実務にも制度設計にも知見がある大手事業者委員は自分たちの不利になることは言わない。

■ LPガス事業者(とりわけ中小)は、今後、行政の取り締まり力強化を望む一方で、「**行政に指導を仰いでも無理**」、「**どんなことでも事業者の判断や説明を求められる**」ということを**覚悟**して、自らの「**制度対応リテラシー**」を高める必要がある。

- ☞ 大手事業者はすでに規制当局や流通WGの規制能力を**見切っており**、自分たちのロジックで動く。
- ☞ 一方、中小事業者はまだ「お上が決めてもらいたい」という意識が強いが、これからは自身の判断で説明責任を果たすことが**自社防衛**になるので、**そのための勉強**をしなければならない。



「**脱・役所依存/自主対応**」で、今後の商慣行是正に臨む

ご清聴ありがとうございました